

ドイツ・ヴァイマル共和国における 「性・結婚相談所」の成立と消滅 — 「性」の民主化へのプロセス —

田村雲供

「性・結婚相談所」 — ナチズムへの助走か断絶か —

第一次世界大戦終結後のドイツ社会では、解放と同時に人びとの消費指向性が高まる。まず「性」の解放が進行した。一方、性の解放と生活環境の悪化は社会問題となる。結婚数が急激に高まるなかで出産調整は緊急の課題となり、性が生活相談の対象となる。各都市に簇生した「結婚・性相談所」はヴァイマル共和国末期には400件以上となり、ベルリンには40以上が集中していた。その設立母体や相談方針は多様であった。しかも、これは歴史上新しい特異な現象であった。

本稿は、近代啓蒙の身体化が優生学と性科学へと向かった経過を追ったあと、ヴァイマル共和国時代の「性相談所」と「結婚相談所」の成立と実践が、「性」の民主化を促進していく経過をみる。なかでもヘレーネ・シュテッカーをはじめとする女性たちとその賛同者たちが設立母体であった「性相談所」が、実施した性相談（産児制限）活動の実態をみる。相談所の需要はたかく、設立件数もふえるにしたがって、官公庁が介入してくる。

1926年の「ヒルトジッファー省令」でもって、公営結婚相談所が「結婚相談（優生学）」を目的として設立され、民営、公営の両相談所は「性科学」と「優生学」への両極化の端緒となっていく。とくにベルリンでは性と階級が合体し、政治的対立となって墮胎を禁じた刑法218条に反対するデモがくりひろげられるなか、1929年の経済危機を契機に政治化はより先鋭化する。これに宗派の結婚相談所が加わり優生学を援護した。そして性解放の流れはナチズムの台頭によって中断され、権力によってあらたに仕切りなおされた。

ヴァイマル期の性解放の経過は中断したが、第二次大戦後の「性の民主化」は「68年運動」を経て、2002年の「売春」の合法化へと至ることになる。

はじめに

2006年のドイツ・ワールドカップでは、サッカーとならんでもうひとつ各国のメディアと人びとの話題を呼んだ出来事があった。ベルリン西部のオリンピック・スタジアム近くに大型娯楽施設「アルテミス」ができ、この施設にはサウナやスイミングプール、レストラン、バー、サッカー観戦用の大型スクリーン、そして個室も用意され、売春を目的とした女性たちが働いていたことである。こうした施設はケルンやドルトムントにも建設

されていた。

ドイツでは2002年1月1日より売春は正規の職業として合法化され、売春を職業とする女性たちは税金を払い、そして年金・医療保険制度への加入もみとめられ、「サービス産業統一労働組合」に加入することもできるようになった。大衆消費社会における個人主義の最新の局面としての性現象化社会の到来である。本稿の問題意識の端緒はここにある。

そもそも「売春」とよばれた性をめぐる商行為の歴史は古いが、ルネッサンス以後の「近代」は啓蒙思想のもとで、精神と身体の統一体としての人間を説いたにもかかわらず、精神が身体を規定してきた。しかし身体は「労働」と「生殖」という生産機能を担うがゆえにたえず管理・操作された。しかも生産の基盤であるがゆえに「性」は管理下におかれると同時に、私的なもの秘すべきものとしての規範が整えられていく。しかし、その自由裁量権は男女でことなっていた。ところが世紀転換期から進展するあたらしい社会変化はたえず男女の平準化をおしすすめた。その背後には生産と同時に消費主義的価値観が浸透しつつある社会の進展がみられた。これはまた経済理論における変化にもあらわれていた。19世紀末から20世紀初頭には、経済活動の最終目的を生産においた労働価値説をもってしては経済現象を包括的に把握することができなくなった。代わって効用に価値をおく「限界効用価値説」が登場し、消費に足軸をおいた理論であたらしい社会現象を解釈した¹⁾。

一方、大都市では売春が顕著な社会現象となる。これにたいし、ドイツ女性運動は各地で売春廃止運動を展開する。しかしハンブルグの売春街では、L. G. ハイマン、A. アウグスブルクたちによって熾烈な売春婦取り締まり反対闘争がくりひろげられた。彼女らの見解は、男女に平等なブルジョア的社會道徳の遵守をもとめるものではなく、自然法にもとづいて個人の身体的自由を身体を持ち主に返せという理念でもって闘争をくりひろげた。この闘争そのものは実効なく終わったが、その言説には、規範化された男女からなる近代社会の基盤をゆるがす思考がもられていた。しかも時代はこの出来事に呼応するののごとくに地殻変動をおこしつづける。

他方、ベルリンでの売春廃止運動は、大多数の廃止論者に支持されていたA. パブリッツとH. シュテッカーとの意見対立のなかでシュテッカーが去ることとなる。パブリッツを中心とする多数派の売春廃止論者は、そもそも女性は本性上貞節であるという信念のもとで、男性にも女性と同様の貞節をもとめた。しかしシュテッカーは、性にたいする嫌悪や性的快楽の否定は社会によって女性に吹き込まれたものであって真実ではないと主張する。

こうした基本的な意見の不一致は世紀転換後にはより明確になり、シュテッカーとその仲間たちは1903年10月には多数派と決裂し去ることになる。

1904年末、H. シュテッカーはR. プレの設立した非婚の母の境遇・状況の改善をめざした新しいラディカルな組織（1905年から「母性保護連合」）に合流する。本稿は「母性保護連合」でのシュテッカーの活動が1920年代に顕著になる性と社会問題にどのように向きあったのかを「性・結婚相談所」の設立・活動でみる。この作業でもって、ワイマール共和国時代の「性」をめぐる諸言説が今日へと開かれた問題提起をしていたこと、すなわち1960年末からの性をめぐるあらたな女性たちの闘争、そして2002年の性の解禁への道すじへの起点であったことをしめしたい。それは同時にナチズムとの断絶の歴史を意味するものでもあろう。

まず、「結婚相談所」の設立過程からみることにしよう。

1. 結婚相談所への回路

1.1 健康診断・優生学

結婚に先立って医師の健康診断をうけることが現実となり、これが時の問題となったのは18世紀合理主義の時代である。したがって、啓蒙主義の時代に公衆衛生学の最初のたかまりの時期をむかえる。この啓蒙の身体化は優生学構築プロセスのはじまりでもあった。

18世紀衛生学の見地から結婚相談に指導的な役割をはたした代表的な医師として、F. A. マイ（1742–1814）とJ. P. フランク（1745–1821）の名をあげることができる。マイはハイデルベルクの医師で婦人病と助産を専門とした今日の産婦人科医の先駆者である。かれは包括的な衛生学上の立法を念頭におき、その立法は基本的に衛生学とモラルが一致していなければならないと考えていた。道徳的な責任をたかめることなくして、立法に永続的な効力を期待していたのではなかった。

他方、フランクの考えは『医事警察制度』（1779年）にみられるように、女の体を監視・操作することで国民の健康調整をかんがえる警察国家による国家医学制度を構想していた代表者である。しかも、かれはこの構想を後には健康指導と人種衛生学というタイトルでさらに固めていく²⁾。

フランクと同様にマイも近代優生学の先駆者として挙げられているが、選別的な人種衛生、強制手段の適用といった点ではフランクが前面にいた。いずれにしても提起された優生学上の問題はとどまることなく19世紀を駆けぬける。

政治的に分裂していた農業経済社会が産業化・工業化し、そして帝国主義国家に変貌するにさいして、科学が決定的な推進力となる。高度な教育システム、専門職の誕生は伝統的な教会権威を失墜させると同時に、生物学的自然科学が社会進歩を約束する人間進化のイデオロギーをひろめ、医師と衛生学者の関心を集めることになる。近代の優生学が結婚

相談の構想にいきつくのは必然的な成りゆきであった。

生物学的社会観の浸透は倫理をめぐって、時代を画する政治・社会変化をもたらす。人びとを共同体に結びつけてきた強い倫理的紐帯であった宗教に亀裂が生じ、宗教からの離脱が顕著になる。ここに無神論的自由思想運動が起こり、「ドイツ自由宗教団連盟」が結成される。これにさらなる諸団体が連合して「ヴァイマル・カルテル」が形成された。このカルテルにE.ヘッケル(1834-1919)の「一元論同盟」も、そして一貫して性倫理の改革運動をすすめていたH.シュテッカー(1869-1943)の「母性保護連合」も加盟していた³⁾。

1.2 一元論 (Monismus)

社会問題をも生物学的「一元論」で解釈したE.ヘッケルは、1859年にでたダーウィンの『種の起源』をドイツで紹介し、進化論の世界観を一般大衆の次元にまでひろげ、教会権力とくにカトリックの教皇権力を批判し、社会的・政治的問題の解決に進化法則の理解が欠かせないことを主張して広範な大衆的支持をえた。さらに生物・医学的改革者たちの共感をも獲得していった。これに拍車をかけたのがダーウィンのいところであるF.ゴルトンによって1883年に「優生学 Eugenics」ということばが表記され、人種改革の可能性がしめされたことである。ダーウィン主義はいまや社会ダーウィン主義への変貌の道を拓いていく。ドイツでも、M. v. ペッテンコフアーが人種改善の構想にとりつかれ1873年に、婚姻にさいしての結婚相談が衛生学上必要だとする考えをすでにしめしている。1886年にはより明確に「結婚にさいして病人をどうすればもっとも効果的に排除できるか?」という問いが提起され、婚前の健康診断の次元をこえて結婚相談所の設立への方向づけを決定的なものとする(Niedermeyer, 366f.)。結婚相談の必要性を語るだけではなく、近代的な結婚相談の実現にむけて体系的に組織化された結婚相談所の設立を実現することが問題となり課題となった。こうした現象の底流には1880年代からの持続的な不況という社会的な背景もあった。文化的ベシミズムと拮抗するかたちで軍隊および国民を生物学的に改善・強化しようとする社会ダーウィン主義的考えが社会的関心をよぶ。

おりしも1900年にはF. A. クルツプが資金を提供し、E.ヘッケルがとり仕切って「国家の内政政策の進展と立法に関係づけて、進化論の諸原理からわれわれはなにを学ぶのか?」をテーマに懸賞論文を募った。賞金を獲得したのは、母性保護連合の会員でもあった医師W.シャルマイアーで、論題は「諸民族の来歴における遺伝と淘汰」であった。かれは、人間の進化から帰結する退化の危機は「人種衛生学」によって封じこめなければならないことを論じた。そして世紀転換期にはより明確に人間社会の進化論が論議されるようになる。

生物学的一元論者ヘッケルは、社会的実践のための「一元論同盟」を1906年に立ち上げ、いち早く活動にのりだす。そして1911年にハンブルクで第一回「一元論同盟」大会を開催する。この大会に、母性保護連合代表のH.シュテッカーも参加した。彼女は、一元論者が精神と身体の一体化した全体性として人間をとらえたことに同意し、精神と身体の衛生学とはすなわち生殖を考慮することであると説いた基調報告「一元論の社会的課題」に賛同した。そして、従来の二元論的世界観が女性を資源（Material）としての母（Mater）と同義としたと批判した（Die Neue Generation「新しい世代」⁴、以下DNGと表記する、1912, Jg. 8, 546-549）

1911年、一元同盟はドイツで最初の「結婚相談所」をドレスデンに設ける。医師による「結婚健康診断書」の導入の必要性を説いてきた一元論同盟は、1908年にドイツ帝国議会と連邦議会に請願書をとどける。その主張は多方面からの支持をえた。ついで1910年には、婚約者は医師の6カ月以内の健康証明書の提出の義務化を帝国議会に再度請願し、ついに1911年にはドイツ語圏で最初の「結婚相談所」設立を実現した。運営母体はドイツ一元論同盟のドレスデン支部で、初代所長には医師ブラオネが就き、1915年まで存続した（Niedermeyer, 368）。

またドレスデンでは1911年に「国際衛生学展」が開催された。これと連携して「第4回ネオ・マルサス主義大会」も開催され、国民の健康、国民経済、医学、人種衛生学、女性問題そして受胎調節と母性保護について議論がかわされた。この大会に「母性保護連合」のメンバーと共に出席したH.シュテッカーは、翌日には「母性保護・性改革第一回国際大会」を立ち上げる。これにはヨーロッパの10カ国とアメリカ合衆国が参加した。

第一次世界大戦前、「母性保護連合」はネオ・マルサス主義者の考えを共有し、緊密な協力のもとで活動していた。こうして20世紀初頭には社会衛生学、民族衛生学、優生学そして性科学など、生物学的な社会システムをかかげるさまざまな組織が活動を展開することになる。

1.3 性科学

「性科学」という表現は、ハヴロック・エリスと共に「性科学の父」といわれ、「母性保護連合」のメンバーでもあったイヴァン・ブロッホの『現代の性生活』（1906）にはじめて使われたことばで、その意図は性のタブーと偏見を打破し、科学の名のもとであらゆる性のかたちを研究しようとするものであった。20世紀のあたらしい概念をしめす性科学が、生活次元で大きな影響力を発揮してくるのは第一次世界大戦後である。

啓蒙思想の身体化が社会衛生学、優生学をイデオロギー的に構築していくのにたいし、性を個人の現実問題として生活と経験に関連づけて人間の性のあり方の科学的・多面的な

分析に照準をおいたのが性科学である。この性科学をマグヌス・ヒルシュフェルト（1868-1935）はあたらしい独自の総合的な性研究を特徴づける概念として使うことになる。「一元論同盟」と「母性保護連合」のメンバーであったヒルシュフェルトは1919年6月、ベルリンに「性科学研究所」を開設する。

すでに1896年に、ヒルシュフェルトは「生物学的、民族学的、文化的、医学的そして法医学的観点から総合的な人間の性生活の科学的研究をめざした研究所の設立を構想していた」ことを、1924年のベルリン性科学研究所の活動報告書に書いている⁵⁾。ヴァイマル共和国時代に生殖と結びつかない性、また中間性や同性間の性をも取りあげた最初の「性相談所」ができたのもこの研究所内である。一方、H. シュテッカーも女性のホモセクシュアル容認の立場から同性愛を禁じた § 175 の罰則規定に反対していた。（DNG, 1908, Nr. 11, 399 ; 1911, Nr. 3, 110-122）。このシュテッカーの態度を、ドイツ女性運動の上部団体「ドイツ女性協会連合（BDF）」の幹部指導者 H. ランゲは「フェミニズム思考のアナキー」だとして、「母性保護連合」の BDF への加入を拒否したのだった⁶⁾。

しかし、第一次世界大戦後のヴァイマル共和国社会でしだいに顕著になるのは、「生殖」からの「性」の解放にむけた要求であり、その取りくみであった。これと平行して視覚化された性の解放の姿が社会で顕著となる。生殖からの性の解放にむけた社会的変化はどのように展開したのであろうか。

2. 「性相談所」の成立

2.1 ベルリン：性科学研究所

第一次世界大戦後、最初に「性」をめぐる開かれた研究所を開設したのは M. ヒルシュフェルトである。かれは、かつての領主ハッツフェルトの大邸宅を買い取り、1919年6月6日に「性科学研究所」を設立する。ヒルシュフェルトはこの研究所の仕事を性に特化した問題に限定するのではなく、性科学全般にわたる問題を究明する研究所、とくに性科学の資料蒐集とその保管所の完備に尽力した。10万冊の専門蔵書・資料蒐集と並んで、学びと研究の場所でもある研究博物館であり、また治療の場でもあり逃避の場でもあった。多数の医師、法律家、心理学者、記録保管室係員、図書館司書、助手そして4人の女性秘書たちがはたらいた。当初の性相談医は L. レンツで、1927年からは M. ホーダンが担当する。この種の性相談所はヴァイマル共和国時代になってはじめて見られるようになったものである。

定期的に講演会や映画上映会や研修講習会を専門講師を招いて開催し、しだいに研究所の機能を整備し、性にかんする相談も精神的なものや身体的なものにわけて相談にあたり、

§ 175 が同性間の性関係を禁じていたにもかかわらず、20年代になって圧倒的に男性に多くみられるようになった中間性やホモセクシュアルの相談にも応じ、同時にこのパラグラフ 175 の廃止をよびかけた。これに呼応した女性は H. シュテッカーと A. シュライバー (1872-1957)、そして R. マイレーダー (1858-1938) の 3 人だけであった (Wickert, 74)。第一次世界大戦後、性改革をめぐるあたらしい次元、すなわちジェンダーの一元化と現象の多様性を容認する基層が形成されつつあった。

性相談時間は毎日午前中に 3 時間、午後にも 3 時間である。初年度にすでに 3000 人が相談に訪れている。かれらは、まずは避妊具についての情報を求めた。当時市場に出まわっていたものは高価な上に役に立たないものが多かったため、女性にはベッサリーの効果的な使用法を教え、その経験からベッサリーの改良もおこなった。さらに、生殖衛生学の観点から母親や若者のための相談も受けた。相談者の 80 パーセントは疾病保険が適用されたが、保険証を保持していない場合も無償で診察している。1924 年までに 10000 人からの性相談に対応した。さらに、性相談所の活動にともなってさまざまな団体や連合組織が会員に無料で避妊具を渡す「避妊具給付所」を設けた。20 年代末にその数は最高潮に達する (Soden, 64f.)。

ヒルシュフェルトは相談にきた人に身体と心理にわたる詳細なアンケートを実施し、資料として研究所の文書館に保存した。これらはその時代を生きた人びとの性と生活のあり方と行動について記した貴重な資料であった。こうして第一次世界大戦後に性をめぐる問題が公共圏で論議をよび、制度化へとあゆみだす。

ヴァイマル共和国期の最初の性相談所として、競合もなく活動を順調にすすめることができたこの性科学研究所は世界で唯一のものであり、内外の研究者、政治家、そして芸術家たちを引きつけ、1928 年の「性改革世界同盟」設立の基礎となった。なお、研究所そのものは 1924 年 5 月 1 日にプロイセン国家に引き渡され、ベルリン大学に合併された (DNG, 1924, Jg. 9, 218)。しかし研究所の活動は引きつづいておこなわれている。

2.2 ザクセン：R. フェッチャーと性・結婚相談所

ザクセンではすでにのべたように、1911 年にドレスデンの「一元論同盟」の委託をうけてブラオネ医師が結婚相談所を開設していた。この相談所は 1915 年まで存続したが、ブラオネ医師が南ドイツへ移住したため相談活動は中断されていた。しかし 1923 年秋にクーン医師が新たに相談所を開設する。この相談所が 1926 年春に R. フェッチャー (1895-1945) によって引きつがれることになった (Fetscher, 57)。

プロイセンでは 1926 年 2 月に「ヒルトジーファー省令」がだされ、さらには § 218 の墮胎の刑罰が一部収監から罰金刑に軽減されざるをえなかった社会状況のなかであって、

ザクセンでも性をめぐる問題が差し迫った社会問題となっていた。地区疾病金庫だけでなく疾病金庫の上部団体やドレスデンの上部保険局が早急に相談業務の援助に取り組みだす。さらに、市参事会員の指導官や監督の理解と寛大な意向があり、公営結婚相談所が設立されるはこびとなる。1926年11月にR. フェッチャーが結婚相談所の医師として、シュテルンプラッツのドレスデン地区疾病金庫の建物で相談を受けつけることになった。フェッチャーは、プロイセンの省令が結婚前相談についてのみ言及していることを指摘し、むしろ相談は結婚後の問題や性問題におよぶゆえ三分野に関連づけた相談を実施しなければならないと考えていた(Fetscher, 59)。相談は週一度、午後3-6時まで受け、10-15人が相談に訪れた。相談者の数はしだいに増え、ウィーンやベルリートの相談所とほぼ同数の相談者が訪れるようになり、相談活動は促進されていく。

1927年の相談件数は527件で、49%が性相談、35%が夫婦間の葛藤、15%が健康診断書を求め、10%が望まない妊娠についての相談であった。(Fetscher, 73)。約半数が性相談であり、しかも結婚後の相談が多数であったことから、フェッチャーは結婚相談と性相談は切り離せないとして一ヶ所でおこなうべきだとし、結婚の生物学的な意義だけではなく社会的な重要性をも強調した。1931年までのドレスデンでの相談者数は3140人で、男女の比率と年齢層をみると、1000人の相談者のうち506人が男性で494人が女性である。年齢層では20-30歳がもっとも多く、また相談者の90%以上が避妊具をもとめた(Fetscher, 59f:78)。

相談者の匿名と個人情報を厳守したフェッチャーは、相談にさいしても医師は個人的な世界観や宗教観を前面にだすではなく、患者の世界観を考慮して助言をあたえるべきであり、また官医は相談を担当すべきではないと考えていた。さらに、個人的な適性は性別よりも重要であるから、男女をそれぞれ男性医師、女医に振り分けるのも無意味であるという(Fetscher, 63)。

受胎調節についても、A. グロートヤーンが人口政策面を重視する立場から、結婚相談所での対応に反対の考えを強調していることにたいし、フェッチャーはそれを不当だと断言する。グロートヤーンは、詳細に説明できないさまざまな理由ゆえに望まない妊娠がほとんどいつも墮胎で終わっている現実にたいして、相談所でおこなう対話による受胎調節は「目的に合っていない方法だ」という一言で応答している。しかし、フェッチャーは、衛生上問題のない避妊手法は、H. ゼルハイム博士もまた強調しているように、犯罪的墮胎の頻発を減らすものであると確信していた。したがって、結婚相談所でこそ各相談者は事情にそくした避妊方法を手に入れることができるとみていた。(Fetscher, 72)

2.3 「母性保護連合」の相談所

女性の自決権にもとづいた性の自由を実現する運動を推進していたH.シュテッカーの「母性保護連合」も、現実的な女性の窮状にこたえるための性相談所を全国的に設立していく。女性が一番多く訪れたこの相談所の実態をみることにしよう。

まず1924年に、母性保護連合の名誉会員であったM.ヒルシュフェルトおよびかれの研究所と連携して、同じ方向性をもつ性相談所をハンブルクに1月と4月に2ヶ所、つづいてフランクフルトとマンハイムに、計4ヶ所設立した。

母性保護連合の機関誌「新しい世代(DNG)」にハンブルク性相談所の開設を公示している。開設目的を性生活における啓蒙と助言であるとし、性相談を担当するのはG.マーネス医師のほか、協力者として医療職官吏、精神科医、性病専門医、婦人病専門医、教育係、社会福祉員の名を挙げている。官・民混成スタッフである。まずは週1回月曜日の午後7-9時に相談を受けつけた。場所は公共職業安定所の1階、相談は無料である。マーネス医師が9月にその間の活動と経験を報告している。この報告文をみることにしよう。

性相談所の設立は、すでに第一次世界大戦以前に意図されていた。しかしこの構想の実現にはたえず多くの困難が立ちはだかつて挫折してきた。ところが、大戦後の困窮が性相談所の設立をのっぴきならないものとした。とくに労働者階級の女性からの強い要請をうけ、母性保護連合は1923年の半ばに再度、計画の実現にむけ全力を注ぎ、1923年後半には経済状況の悪化はさらに進んでいたにもかかわらず、1924年1月にハンブルクに最初の性相談所を開設することができた。公共職業安定所当局は、われわれに必要な場所と職業安定所の医師の診察室を自由使用としてくれ、さらに社会福祉の分野での経験豊かな専門医師、法律相談を担当する弁護士、教育者、そして福祉員といった名誉職的な協力者をも起用してくれた。また、「ハンブルク新聞」は積極的に必要な告知をしてくれ、われわれの期待をはるかに越える好評を得ることができ、週を経るにしたがって多忙となっていったことは、この種の性相談所の必要性が証明されたものであった。したがって時をおかずに二番目の性相談所が全地区疾病保険金庫の援助のもとでビスマルク通りにできた。そして9月には、公共職業安定所内の相談所もこの疾病保険金庫の援助をうけカイザー・ヴィルヘルム通りの建物に移った。こうした公共職業安定所や全地区疾病保険金庫の援助・協力があって相談所活動が実現したことに感謝している。さらに、性相談所の目的を啓蒙と両性の性生活上の問題に助言すること、つまり性病予防、結婚生活上の衛生、健康上の結婚相談(結婚診断書)、健康な生殖にもとづいた出産規制について啓蒙活動することである、と記してしている。(DNG, 1924, Nr. 9, 217-218)。

相談所の任務としては、社会的な問題と医学的な問題を社会相談員と医師が担当した。

1927年度の統計でみると、703人が相談に訪れ、676人が女性である。そのうち既婚105人、単身571人で、単身者のうち非婚の母が298人である。この母親たちは主に家事手伝い人、204人が農業労働者、37人が女工、25人が縫い子・仕立て職、清掃人とつくく(DNG, 1929, Nr. 4/5, 117)。こうした非婚の母の困窮状況には、母性保護連合の「母の家」で対応・保護した。さらに全国的に、権利保護や就業仲介の相談を受け付ける「案内所」も設けていた(B. Nowacki, 89f)。母性保護連合はシュレージエン地方の福祉活動でも中心的役割を担っていた。

1928年にはブレーメンにも相談所が設けられたが、これは母性保護連合独自のものではなく、州立保健所の結婚・性相談所の活動に加わって共同で活動した例である。保健所の医師が健康相談を担当して「健康診断書」を交付し、性問題については母性保護連合の医師が助言した。さらには、すでに1910年に母性保護連合によって設立されていた非婚の母や子の経済的困窮と道徳的危機から護るための「保護所」も「母の家」と共に協力した(DNG, 1929, Nr. 2/3, 131f)。

公営相談所が設立される以前から、母性保護連合の活動は成人から青少年にいたるまでの男女の性の問題や不安に医学的、法的、経済的、精神的な助言をあたえ、解決に向けての指示をしめし、社会問題となっている生活保護活動を性相談所で展開していた。しかも、それらはいずれも公的機関との連携・協力のもとで実施された。さらにこの相談活動を、母性保護連合の「母の家」、「保護所」そして「案内所」が連携して支えた。

しかし、生物学的・医学的見地を重視する「結婚相談所」の設立が決定的に加速するのは、官公庁が認可・促進した独自の公営相談所の設立が進む1926年からである。これと同時に相談所の主導権はしだいに官権の手にわたり、性科学と優生学の対蹠が顕在化し、先鋭化する。

3. 「公営結婚相談所」の成立

3.1 ヒルトジィファー省令

結婚にさいしての健康診断書をめぐる議論は啓蒙期以来の論題であったが、個人的な性の問題を公的相談所に持ち込むシステムの成立は同時に性の問題を政治的審級へとシフトさせる回路を用意する。まず公営結婚相談所設立へのプロセスをみることにする。

1920年2月26日、共和国保健審議会は結婚志願者に健康診断書の交換を義務づけることの是非についての詳細にわたる審議をおこない、その結果を指導原則七項目と最後に審議会の決議文を付して公表した。

その概要は、まず最初に(第一次世界大戦後の)ドイツ民族の再建にさいしてなすべき

ことは、戦時に失った人口の補充だけではなく、それ以上に健康優良な子孫の生殖に努力することであるとしている。戦争によって、健康でしかも生殖にとって重要な男性を多数失ってしまい、さらには性病と結核の増加によって夫妻とその子孫の健康が脅威にさらされている状況を考えると、この課題はなお一層重要である。人種の劣化を防止するための根本的な手段は婚姻締結時にあるとして、啓蒙の必要を説くと同時に結婚志願者に強制的に医師の健康診断を受けさせることの重要性を強調した。そして結婚を志願するものは、結婚相談員として推薦された一定の医師に健康状態を証明してもらうという構想をのべている。しかし最後の項目では、医師の診断書の評価にしたがって結婚を断念するのか、それともあえて結婚をするのかどうかについての決断は求婚者自身の問題である、と結んでいる⁷⁾。つまりこの時点では、個人の決断の優先を明記している。

しかし決議文では、「立法者は今日ではまだ健康診断書の強制的な交換には同意していないという問題があり、健康診断書の強制的な交換はできないので、自由意思にもとづいて健康診断書を発行してもらい、それを結婚診断書とすることで満足しなければならない。しかも診察は性病だけではなく、その他の病気にもおよび、結婚志願者ふたりに広げべきである。こうした措置はなにはともあれ、健康診断書の強制的な導入の第一歩を意味することとなろう⁸⁾」と結んでいる。強制導入の方向に向けレールは敷かれていた。しかし憲法の119、120条が個人の自由への介入を固く禁じていたために、この時点ではまだ自由意思の原則を基本としていたのだ。

さらに1921年にはベルリーンで、性科学と法令研究の医師会が法医学連盟と合同で、「国家は医学的な結婚診断書を要求すべきか？」を議題とした専門家会議を開いた。マクス・ヒルシュによってまとめられた会議の報告「医学的結婚証明書」は、結婚診断書の必要性を説いたものであった。これを受けてプロイセン州議会は1921年12月に国民福祉省に、結婚前の健康診断書を求めることについての答申書を提出するように要請する。つづいて1922年12月にプロイセン州議会は国務省に、どのような法律でもって結婚前の健康診断書の交換を指示すべきなのか、その法律を練りあげるようにと要請した(Niedermeyer, 370)。

1925年プロイセン州保健審議会は結婚証明書の問題にあらたに取り組む。H. ポル教授とM. ヒルシュが研究・調査報告をおこなった。そして同年7月18日に11項目にわたる審議会決議をだし、医師の指導下にある結婚相談所の設立を促進することは結婚志願者のために適切なことであるとした⁹⁾。この決議文を受けて、1926年2月19日にプロイセン国民福祉省の省令(プロイセン国民福祉省大臣、ヒルトジィファーの署名。以下「ヒルトジィファー省令」¹⁰⁾と表記)がだされた。ここに公営結婚相談所の設立が実現することとなり、官医による結婚相談と「結婚診断書」への道がひらかれた。

1926年の「ヒルトジファー省令」は結婚相談所設立ブームの引き金となる。30年代の初めまでにプロイセンでは200件の相談所が開設された。プロイセン以外でも、この動きはザクセン、ブラウンシュバイクやハンザ諸都市で着実に展開する。しかし南ドイツでは、当初官庁による結婚相談所という考えはまだほとんどみられなかった。ブームは、一連の大衆受けする人種衛生的、優生学的な内容で構成された催しでもって人びとのあいだに浸透し、ひろく一般に知られるようになり加速する。それらは、人間「退化」のさしこまれた危険性について説明するものや、ドイツ民族の貴重な身体的・精神的遺伝素質の保持を呼びかけたものであった。こうした目的のために、全国のすべての大都市で、有名な人種衛生学者や優生学者を招いての集会や一連の講演会が開催される。内務大臣のイニシヤチブのもとで、国民衛生委員会が組織して1926年の春には全国健康週間が実施され、健康を促進し労働と生活の喜びをたかめるための健康配慮について、さらに将来の喜ばしい結婚と希望にみちた子孫をもつための基本的知識についても個々に教示した。同じく1926年にドレスデン衛生博物館で「人間 Der Mensch」展を、またデュッセルドルフでは「保健、社会衛生、体育展」が開催された。

そして1926年6月1日に、ベルリン市区プレントラウアー・ベルクに最初の「公営結婚相談所」ができ、指導医にはフリードリヒ・ショイマンが就いた。すでに初年度800人の相談に応じている。反響はベルリンをこえてひろがり、1928年までにベルリンに設立された公営相談所は12カ所をかぞえる。民営相談所も設立数をふやすにつれ、結婚相談所をめぐる議論は多様化する。これと同時に、相談所の公営・民営の両極化がすすみ、「性科学」と「優生学」との乖離が明確になっていく。

つぎに、ベルリンにおける相談所の特徴をみておこう。

3.2 ベルリンにおける相談所のトライアングル

・プレントラウアー・ベルクの「公営結婚相談所」

ベルリンは「結婚相談」にかんしては、世界中でもっとも広範囲な活動を展開していた都市である。都市立つまりベルリン市によって運営されるか、あるいは支援されていた相談所は1926年プレントラウアー・ベルクに設けられたのにはじまり、1930年にティアガルチンにできた相談所を最後に計16ヶ所に設けられた。とくに、1927年の6ヶ所1928年の5ヶ所と、この2年に設立が集中している (Scheumann, Eheberatung, 39)。

まず、最初にできたベルリンの2箇所の公立相談所についてみることにしよう。

ヒルトジファー省令の後、最初の公営結婚相談所がベルリンのプレントラウアー・ベルクに1926年6月1日設立され、所長にベルリー市医で医学博士のF. K. ショイマンが就いた。かれは当時の結婚相談所をめぐる議論の中心的な医師であり、プロイセン公衆衛

生審議会の人口制度と人種衛生委員会は、結婚相談所の進展と業務にかんする報告をかれに依頼していた。すでに早くから社会ダーウィン主義的選択計画を支持し、断種措置を擁護していた医師であるショイマンは結婚相談所を「生物学的成人相談」として拡大し、結婚準備の思春期相談、婚前性相談、結婚相談、そして結婚生活を健康的に維持するための結婚生活相談とに4区分した。したがってM.ヒルシュのように、優生学的相談のみに目的設定し、それ以外の相談所を「カオス」と特徴づけた考えには反対であった(Scheumann, Chaos, 299)。つぎに相談実態をみよう。

相談所の作業は、準備、完了、復習の順序ですすめられた。相談にきた人は最初の秘書室で、まず個人的な生活状況についての詳細な記録を履歴書に記入する。診察室では、医師がもう一度くわしく正確な既往歴記載を点検し、その重要性を指摘し、パートナー同伴の来所を勧告する。ついで自由談話のなかで医師は相談者の問題についての概要を把握し、それから診察に入る。専門的な検査が必要な場合は、専門医や特別養護施設で助言をもとめるか、あるいは外来診療部にまわされる。相談所の医師が「(結婚)不適格」と確定することはなく、相談者は医師の「健康診断書」をうけとるだけである。

専門医と連携してすすめたこの結婚相談所では、避妊ではなく受胎相談が圧倒的に多かった。1926年6月1日からの1年半で587人が訪れ、そのうち271人が再診している。思春期相談は副次的な役割しかはたしていない。1927年末まで相談者のたいていは結婚相談であり、避妊目的の受胎調節相談はまれであった。しかし1928年からは増加する。ショイマンが1年に平均287人の相談にあたっている1926年6月1日から1931年までの5年7ヶ月間でみると、69人が思春期相談で、869人が結婚相談、785人が結婚生活相談である。労働者層が38.4%と大きな割合を占め、ついで下級官吏と勤め人が合わせて14.6%である。全体として、性相談所とはちがって、結婚相談所には保健加入義務のある人口層が訪れていた(Scheumann, Eheberatung, 39f.)。

ショイマンの構想は、人間の性と生殖経歴を専門家に委ねてしまう他律性への道であり、さらに結婚の適格性と生殖の適格性とを同一視するものであった。結婚の適格性を子どもを産むことと同一視することのはじまりがここにある。この相談所での結婚相談はしだいに健康相談へと重点が移っていく。

しかしショイマンの相談所でも、結婚や家族の問題が明るみにでるにつれて結婚相談所はたえず社会福祉的な諸機関に開かれていかなければならず、健康状態や健康指導の問題をこえて、結婚生活上の一般的な社会問題が論議されなければならない状況に直面していた。ショイマンもまた、台所とひと部屋のみの住居で、5人の子どもをかかえ6回流産した42歳の職人の妻が社会福祉事務所の費用で不妊手術を受けた例を記録している(Scheumann, Eheberatung, 46)。

同じく公営の相談所でも、1927年3月に設立されたベルリン・ヴェディング公営結婚・性相談所は女医のM.ルオッフが看護婦と国家資格をもった女性福祉員とともに担当した。ショイマンの結婚相談所とのちがいは、ここでは1927年3月から1928年5月まで週1回1時間の診察であったが、避妊相談が158件と多いことである。なお、女医ルオッフはつぎにのべるベルリン・フリードリヒスハインの市立保健所に設けられた母性保護連合の相談所でも担当医をつとめ、1927年には避妊155件、墮胎25件の相談に応じている（Neisser-Schroeter, 1928, Enquete, 17-18）。同じ公営の相談所でも担当医が男性であるか女性であるかによって相談内容およびその件数はことなり、また官医・民医や公営・民営のあいだの区別も厳格なものではないのが実状であった。M.ホーダンのように、ベルリン・ライニッケンドルフの公営相談所で一時期相談医をつとめていたケースもあり、公営相談所といえども、まだ多様な社会的実態のなかにあった。

つぎに民間団体組織による相談所の実状をみる。

・「母性保護連合」の相談所

すでにハンブルクをはじめ各地に結婚・性相談所を設けていた母性保護連合は、1926年6月にベルリン・フリードリヒスハインの市立保健所内に結婚・性相談所を開設した。開所式には役所の代表者、市医、市議会議員、ベルリン日刊新聞の代表者、それにリヒテンブルクの結婚相談所の所長ヤーコプス博士とプレントラウアー・ベルクの公営結婚相談所の所長ショイマン医師やその他多数の専門家、そしてニューヨークからは母親援護の指導者デッキンソン教授たちがH.シュテッカーとならんで出席した。

診察日は木曜日の19-21時で、指導医師はM.ルオッフ、社会福祉員はL.ナイサー・シュレーター博士である。さらに医師や法律家が名誉職の立場から援助した。プレントラウアー・ベルクの管区庁と同様、母性保護連合もまた相談所の設立を福祉・保護活動の一環としていた。したがって管区役所もこの労働者地区の悲惨な状況を和らげるために協力者として支援した。そもそもこの地区は14000人の子どもをかかえた8000家族を擁していたのだが、非婚で生まれた未成年者3800人が役所による後見の監督下におかれていた。相談所の活動重点は社会・家族法の分野にも及ぶ包括的なものである。管区役所の協力員も、広範にわたる福祉活動をなしとげた母性保護連合の自発的な協力に感謝している。福祉活動において、役所と母性保護連合とは同等な立場で協力し合っていた（DNG, 1926, Nr. 7, 211f.）。

このフリードリヒスハイン地区の性・結婚相談所の6月15日から12月30日までの報告をみると、相談の分野と相談者の割合は「結婚相談」約64.3%、「性相談」23.8%、そして「社会的相談」11.9%となっている。結婚相談は6分野、結婚志願者相談、受胎障害

相談、避妊相談、破綻した結婚相談、妊娠相談、中絶相談にわけている。避妊相談が15.2%と一番多い。母性保護連合の従来の相談所では産児制限・避妊相談を個人的性相談の中核としていたが、ここでは結婚相談にくみこみ社会問題と関連づけている。性相談は2分野、通常性生活と性的障害とにわけて相談に応じている。社会的相談では妊娠とそれ以外の場合にわけた。妊娠している場合は住宅局や弁護士への相談をすすめ、妊娠以外の場合は青少年局、弁護士、住宅局を紹介している。相談に訪れたのは労働者階層の既婚女性が一番多い(DNG, 1927, Nr. 7/8, 272-274)。

しかし、ほぼ一年後の報告では避妊相談が49%と突出している(DNG, 1928, Nr. 12, 434)。避妊相談ではきめ細かな指導の結果、4週に一度の定期的処置にくる女性の数もふえ、啓発と実践がかなりうまくいったことが報告されている。避妊の理由はやはり住宅事情であった。したがって社会的相談では常に住宅問題が中心になった。1928年末には相談者が増加し、1時間の診察時間に40人が訪れたため、診察時間を延長したことも報告されている(DNG, 1928, Nr. 11, 396)。ベルリートの住民のあいだに、こうした民営の複合型の相談所の需要が高まっていた。

・「疾病保険金庫連合」の外来診療所

この連合は、主任医師K.ベンディクスのもとですでに1924年来各地にX線検査や心臓運動計、吸入器、紫外線部門などを装備した外来診療所をもうけて150万加入者の包括的な医療活動を全国的に展開してきた。1926年7月半ばの時点で38箇所外来診療所を設け診療活動を実施してきた。労働者層の信頼はあつく、来診者の数も増加していた。

しかし他方では、疾病保険金庫の加入者のなかには望まない妊娠を臨月まで待つことなく、墮胎してしまうケースが頻繁にあり、これには高い費用がかかると同時に非生産的な援助をしていることにもなっていた。そこで、ベルリート疾病保険金庫連合の受胎調節委員会は帝国保険法にもとづいて、1928年7月にノイ・ケルンに結婚・性相談所を開設したのははじまりとして、29年11月までに外来患者診療棟の7カ所を整備・拡大して相談所を設けた。それらは全ベルリートに分散して配置され、夜も開いていた。ノイ・ケルンの相談所は開設当初から相談者の多さで有名になる。診察は週2回で、女医R.ルブリーナーと同じく女医のプラントが担当した(Neisser-Schroeter, Enquete, 1928, 21)。相談者は圧倒的に女性が多かった。この外来診療所は結婚・性相談所をめぐる議論にあらたな刺激をあたえることになる。

すでに5カ所で相談がおこなわれていた1929年半ばの統計によると、相談に訪れた1502人の女性のうち、80.3%が避妊相談で、4.4%が性相談、2.5%が結婚相談、9.8%が妊娠しているかどうかを知るため、2.4%が墮胎の相談、0.6%がその他の理由であった。避

妊方法について相談したのは、ほとんどが労働者層の女性たちであり、彼女らはとくに住居の問題を理由にあげた。相談者の75.8%が1部屋住まいであり、23.2%が2部屋と台所、5.2%が3部屋以上であったが、2.9%はそもそも住まいとはいえないようなところに住んでいた。所長のK.ベンディクス医師も、緊急な大規模出産規制が不可避であるとみている。結婚相談所とはまさに産児制限のための性相談所であり、社会相談所でもあった(DNG, 1929, Nr. 10, 285)。

結婚・性相談所では性科学研究所と同じように、ベッサリーとコンドームを勧め、具体的な避妊方法を指導した。その結果、避妊相談にきた700人の女性のうち、うまくいかなかった例は2%にとどまった(DNG, 1929, Nr. 10, 49)。性科学研究所、母性保護連合そして外来診療部の結婚・性相談所はベルリンで大規模な活動を展開していた。こうしたベルリンの外来診療所の成果が、性改革活動の必要性和有用性を証明することになり、より規模の小さい諸団体によって担われてきた性相談所にも刺激をあたえた。そして諸組織は集って上部組織「受胎調節および性衛生促進全国連合」を結成する。それをつぎにみておこう。

・「受胎調節および性衛生促進全国連合」の成立

1928年には民間の性改革諸団体が「受胎調節と性衛生促進全国連合」を立ちあげ、1927年にすでに成立していた「公営結婚相談所連合」との対立構図を鮮明にした。性改革諸団体の連合組織は初年度に12000人、ついで20000人にふえた会員と、またほとんどが相談所を付設していた230の地域組織と32箇所の予防策措置所を擁した大組織となった。定期刊行の機関誌『性・衛生』を発刊し、M.ヒルシュフェルトやM.ホーダンが定期的に寄稿した。男女青少年の性問題と啓発活動にとり組んでいたホーダンはコラム「ホーダン博士がお答えします」を連載している。

経済危機が深刻であった1929年には、墮胎の悲劇を描いたF.ヴォルフの「青酸カリ」がベルリン・レッシング劇場で上演されたのを契機に、性の問題が社会的にクローズアップされ、社会問題として前面にでる。新マルサス主義者や社会主義者が集い、はげしい政治的議論をひきおこすこととなり、階級と性と政治が合体して墮胎を禁じた刑法218条に反対する大衆運動の大きなうねりをつくりだした。「受胎調節および性衛生促進全国連合」は、こうした社会状況を背景に産児制限を社会問題としてとり上げ、「公営結婚相談所連合」との対立を先鋭化しつつ、あらたな性相談所の設立をうながしていく。

他方、1928年6月末時点での公営結婚相談所の数はバイエルン2、ザクセン6、バーデン1、テューリンゲン3、メクレンブルク・シュヴェーリン2、ハムブルク1、プレーメン1、そしてプロイセンには134カ所に設立されていた(Neisser-Schroeter, Enquete, 15)。

さし迫った生活上の現実問題をかかえた女性にとって、優生学や人種衛生学は無縁であった。しかし、性と生殖について専門家に相談する行為は、問題を可視化すると同時に社会問題化し、政治的介入をよび込む契機となる。「性」という身体性をめぐって、性と生殖は乖離し、「性科学」と「優生学」は政治の次元で対峙することとなる。

3.3 両極化：性科学と優生学

性科学と優生学への両極化を概観してみると、まず考えるかぎりのすべての性の問題にまで広げた「性相談所」である M. ヒルシュフェルトの「性科学研究所」のタイプは、ノイケルンで活躍していたベルリートの市医 R. シュミンケ医師と M. ホーダン医師の性相談所をあげることができる。さらにハムブルクの母性保護連合のマーネス博士もまたおなじ見解をしめしている。いずれもが、具体的な生活圏での性と生殖の問題にかんする助言に重点をおいていた。

もうひとつの方向性は、外延的に広げられた性相談所とは対照的に優生学的な目的に集中した結婚相談所のかたちをとるものである。M. ヒルシュと A. グロートヤーンはその代表的な立場にあった。ヒルシュはベルリートの婦人科医であり、婦人科学を社会衛生的に方向づけた「社会婦人科学」の創設者である。かれは結婚相談所の基本的な機能について専門学的な見地から考えていた。他方グロートヤーンは大学で社会衛生学を講じた最初の代表者であるが、20年代には人種衛生的見解をつよめ、プロイセン公衆衛生審議会の人種衛生と人口制度委員会で活動した。ドイツ社会民主党（SPD）内で、人種衛生と優生学の見解をめぐって党内に分裂が生じたとき、党右派のグロートヤーンに加担した SPD 右派の労働者たちによって、かれの「劣等者」の断種処置の見解は支持された。グロートヤーンは優生学的立場から、墮胎および避妊を結婚相談と結びつけようとし、性と結婚に優生学的方向性をもたせた。（Niedermeyer, 372）。

この両方向の対立的な関係が先鋭化するなかで多種多様な相談所が設立される状況を、M. ヒルシュは「結婚相談所のカオス」と表現した。いかがわしい形態の相談所も出没するにつれ、コントロールできない相談所は当局の監視のもとにおかれることになる。こうして結婚相談所はさらに公権力の介入を取り込んでいくことになる。ドイツの大都市でもさまざまな構想のもとで結婚相談所ができ、一部は性相談所とむすびつき、また一部は性相談所に対立するものとして設立されていく。

フランクフルト/M. では「母性保護連合」の H. リーゼ医師が性相談の立場から、とくに生活状況を考慮して避妊と墮胎の問題を集中的に取りあげ、「社会・性相談所」とも表記されていた。これにたいし、厳格な優生学的結婚相談所も開設され、時とともに結婚相談所と性相談所とが完全に分裂していく。また、ドレスデンのフェッチャー医師のもとで

の相談は、白人人口の減少を質の向上で埋め合わせるとしてしだいに優生学的目的をつよく打ちだした性相談所へと変わっていく (Fetscher, 79)。ドルトムントでは、ヴォレンヴェバーが1920年に結婚相談所を設立し、当地の医師会との積極的な協力のもとで活動していた。かれは避妊措置と結婚相談とを結びつけることに警告を発し、避妊措置を禁止することのできる法的強制をつよく主張していた。しかし相談者が少なく閉鎖している (Fetscher, 57)。エアランゲンのフラムスカムプは結婚相談の任務を二つのグループ、結婚準備と結婚診療とにわけて実施した。これはニーダーマイアーたちの婚前相談と結婚相談の区別と基本的には一致するが、ただフラスカムプによれば、婚前準備では教育に重点をおき、結婚相談では専門医師の任務に重点をおいていた (Niedermeyer, 372-374)。

つぎに、全国的な相談所の区分と地域の特徴をL. ナイサー・シュレーター医師による1928年7月までの結婚・性相談所についてのアンケート調査からみると、彼女は相談内容にしたがって結婚相談所と結婚破綻相談所、そして産児制限相談所の3タイプにわけている。まず、結婚相談所に属したのは、結婚志願者の相談に重点をおいた公営結婚相談所である。相談率が高かったのはベルリン・プレントラウアー・ベルクの60%、ベルリン・ノイケルンの35%、この両相談所である。

結婚破綻の相談者がおとずれしたのは、ハンブルクやキールの公営相談所、ベルリンのH. デーメル医師の民営相談所、母性保護連合のプレスラウとマンハイムの相談所があり、このうちキールが45%、マンハイムが39%と高率である。産児制限相談所にはベルリン市立のライニッケンドルフとヴェディングの相談所、母性保護連合のフランクフルトとハンブルクの相談所、ベルリンのフリードリヒスハインとクロイツベルクの相談所、それに性科学研究所が属し、そのうち相談率のもっとも高い相談所は母性保護連合のフランクフルト相談所で、90%が産児制限相談、ついでライニッケンドルフの85%、フリードリヒスハインの49%となっている (DNG, 1928, Nr. 12, 432-435)。

産児制限相談所で相談者が集中しているのは、フランクフルトの女医H. リーゼとライニッケンドルフの医師M. ホーダン、そしてフリードリヒスハインの女医M. ルオッフのもとである。かれらは生活重視の立場で相談にあたった医師たちであった。したがって、相談所が公営であるか民営であるかといったことよりも、相談者は医師を選んでいたことがみとれる。とくにベルリンでは結婚相談と産児制限相談が多かった。

4. 性と生殖の政治化

4.1 政治化：プロイセン型かザクセン型か

「結婚相談所か性相談所か？」という相談内容を問う問題は、第一級の政治問題となる。

これは1927年にザクセン労働・福祉省で具体化する。直接的なきっかけは、ザクセン州政府が結婚・性相談所設立の必要性をみとめ、その統一的で目的に合致したシステムを実現するために地区社会福祉連合会に指針をだしたことから始まる。この指針にたいし社会民主党が、結婚相談所では遺伝学研究を優先させるべきなのか？と批判的な問題提起をし、州議会に社会民主党独自の提議をだした。

社会民主党の提議は、プロイセンの「ヒルトジーファー省令」でもって成立した公立結婚相談所は医学的相談のみに対応し、今日の緊急な社会問題である産児制限についての相談をとりあげていない。しかし、社会的現実には産児制限を教示する性相談所を必要としているのであるから結婚相談所を性相談所とし、さらにあらたな性相談所の設立を促進すべきだと提案した(Niedermeyer, 374)。社会民主党の批判と提議をうけ入れるかたちで、ザクセン労働・福祉省は「結婚・性相談所にかんする指針」を含めて「ザクセン労働・福祉省の答申書」を1927年12月21日に公表した¹¹⁾。答申書作成にさいしてはライプツィヒ大学の婦人科医H.ゼルハイムが1927年6月22日にザクセン保健局に提出した結婚・性相談所についての所見が重要な役割をはたした¹²⁾。

答申書は、プロイセン政府のおこなっているような結婚の適性を医学的に検査するだけの方針とはらないことを明確にのべ、結婚相談所を多くの課題のなかのひとつとして位置づけ、相談所の最終目的を事情にそくした産児制限においた。したがって結婚相談に限定するのではなく、相談者の生活全般に関係づけた福祉業務を実施する相談所という拡大されたコンセプトをしめしていた(Denkschrift, 13; DNG, 1928, Nr. 3, 82)。

これは経済的、法的そして教育上の問題をも取りあげて助言をあたえる多様な相談所を許認するものであった。その結果、相談所が保健省あるいは福祉省に組みこまれるのか、それとも役所から独立して自由な私的組織のもとで実践されるのか、または医師や心理療法家といった個人によるのか、いずれもが可能になった。公営相談所と民営相談所が相互に協力するかたちで、人種衛生学の立場からする受胎調節と、法的、経済的そして教育的な立場にまで拡大した性相談とが合体した形のザクセン型結婚・性相談所がつくりだされることになった。これは母性保護連合が主張してきた包括的な概念にもとづく相談所にちかいものであった。

拡大された概念のもとでの実践活動は、地方自治体と母性保護連合や労働者救援連合そして社会保険団体などの諸組織にも道がひらかれたため、公立の相談所であるにもかかわらず、相談所の任務を結婚相談だけではなく、社会福祉問題と性と生殖をめぐる諸問題に拡大した併合型の相談所が、ザクセンにはじめて成立することになる。この背景にはザクセンの女性人口の過剰と女性産業労働者の増大があった。

1907年と1925年の就業調査による男女の就業増加率は男性が23.3%、女性が35%上昇

している。女性就業者数は1907年の78万3516人から1925年には121万8410人に増え、ザクセン総人口の4分の1を占めた。職種も多岐にわたり、商業・運輸、全化学工業、製紙、印刷などでは3分の1以上が女性労働者であり、ザクセンで拡大している織物産業では5分の3が女性労働者であった。経済分野における女性の状況は本質的な変化をとげていた。女性とくに若年女性就業者数の拡大は女性の経済的自立をたかめる一方で、私生児の増加、墮胎の失敗、産褥熱の拡大、そして住宅事情の惨状といった社会問題を引き起こした。しかも女性人口は男性人口より多く、結婚の機会が減少しているなかで、出生率は1919年来19.5%減少している（Denkschrift, 13f.; DNG, 1928, Nr. 3, 81f.）。

ザクセン女性就業者数増加の背景には男性の移住があった。1874-1910年の移住は農業地域で生じ、移住の37%は女性が占めていた。こうした移住者を四大都市ライプツィヒ、ドレスデン、ケムニッツ、そしてプラウエンが吸収していた。しかし、1900年以後はとくに男性がザクセンを去り、工業中心地ラインラント・ヴェストファーレンへ、またハンザ諸都市そしてベルリンへと移住した。ザクセン国内移住でも農業地域から工業地帯への流れが顕著であった。1907-1925年までの人口増加が9%であるのにたいし、同時期の就業者数は33%上昇している。とくに女性就業者の増加が著しく、これにともなって出生数は減少する。さらに、結婚年齢は男性が26.68歳（1911年）から27.83歳（1925）に高まったのにたいし、女性は24.99歳から26.22歳になり、1920年来出生数は減少に転じた。（Schadendorf, 123-124）。

こうしたザクセンの状況のもとでプロイセン型の結婚相談所を導入しても、社会的、精神的困窮に対応できない現実があった。

ザクセンの併合型相談所をめぐる議論ではさまざまな見解・問題点がだされたなかで、H.ゼルハイム医師は、相談所のもっとも重要な任務は子どもの数の制限であるとしたうえで、結婚・性相談所は避妊具とその効果的な使用方法について教えることであり、これを実施することが犯罪となる墮胎を防ぐ予防手段であり、社会全般にたいしてわれわれがなす最大の貢献であるとのべている。さらにゼルハイムは、医学とならんで婦人学科、遺伝学、社会学、統計学、法学、心理学などを必須の研究分野とした専門職員を育成していくべきだとも提案した。またドレスデン大学の皮膚科の教授ガレヴスキーも、ある女性が明確な社会的理由から早産を実施しなければならない場合、その権利は認められなければならないと考えていた（Sellheim, 53f.）。こうしたなかでザクセン州政府は結婚相談の専門担当者を育成するため、養成所の創設をドイツ帝国政府にはたらきかける動議を採択した。この相談専門担当者養成課程は1928年ドレスデンで最初に実現する（DNG, 1928, Nr. 3, 83f.）。

このザクセンの併合型コンセプトとは、人種衛生学的受胎調節のための結婚相談と、経

済、法そして教育にわたる社会的性相談任務とを統合させたものであり、どちらに重点をおくかによって結婚相談所にもなるし、性相談所にもなりうるものであった。

4.2 ザクセン型併合・拡大相談所

1930年5月には、ザクセン型の併合・拡大相談所としてライプツィヒに「市立結婚・性相談所」ができ、担当医J.ティースが新聞社のインタビューに答えて、結婚相談では啓蒙活動が中心であり、性相談では産児制限についての質問と避妊具についての情報をもとめる件数がもっとも多いこと、また出産規制を認めるさいの社会的指標は住宅問題、経済的困窮、そして女性の健康状態であるとのべている。さらにキールでは、すでに設立されていた公営結婚相談所と並存するかたちで、1931年1月に公営の「女性相談所」が実現する。産児制限相談、結婚生活相談、そして社会的相談の三分野があり、1年間で124件の相談を実施している。118人の女性相談者のうち99人が既婚女性、9人が独身者で、8人が離婚者、2人が寡婦である。そのほとんどが性相談であり、そのうち産児制限についての相談が中心となっている。この傾向は高まりつつあった(DNG, 1932, Nr. 3/4/5, 82f.)。

一方、ハンブルクでは1927年の秋に保健所が独自の公営の結婚相談所の設立を表明した。その構想は本来の結婚相談所を拡大したもので、結婚相談所に妊娠相談所と性相談所を併設したかたちで、結婚・妊娠・性の三分野を包括した相談所が計画された。しかし1929年の経済危機に直面して、市参事会の経費節減措置の犠牲となった(Niedermeyer, 375)。この形態はザクセンでの議論の系譜につらなるものの、実態は結婚相談を中核にしたプロイセン型のタイプである。設立母体や医師により相談所のタイプがきまることに変わりはない。ザクセン型は問題提起にとどまっている。

相談所の問題に政党が関与し政治的課題となるなかで、共産党もまた1928年に性相談を中心にした相談所の設立と、6項目の課題の実現を主張している。それらは避妊についての教示、避妊具の支給と適用、医学的・社会的な妊娠中絶の手段と方法の教示、性病とその予防の教示、性行為の正常・異常について教えること、女性保護・扶養問題についての法的知識の教示をかがけている(Niedermeyer, 374)。

結婚・性相談所の問題が政治化するにしたがって相談所の公営化は進み、公立でない結婚相談所や性相談所にたいしてはとり締まりがきびしくなり、民間の個人医から結婚相談の任務をたえず奪ってしまう事態となった。こうして相談所の公営化は、その任務を公務員である官医の手にゆだねてしまう。この傾向に反発して民間医師たちのあいだに抵抗が生じる。かれらは結婚相談の考えを拒否し、また組織された結婚相談所の設立そのものを不必要とみなした。というのも、相談所でおこなっていることはずっと以前から家庭医と

しての医師がすでに実践してきたことであり、またどの健康保健医でも結婚相談医になれるのだと主張した。医師の人格・資質を問うこともなく、公立の医療機関に勤務する医師だけを結婚相談所の指導者に就かせるという優遇は、医師のあいだにあらたな不満を呼びおこした。(Niedermeyer, 374f.)。

しかし公営結婚相談所の設立は進み、産婦人科医や精神科医のあいだで官医と民間医の社会的格差をうみだす。それと同時に経済的格差をもたらすこととなった。しかし、結婚相談所か性相談所かをめぐる議論はたえず加熱し、専門誌や定期刊行物でもとりあげられていく。こうした事態がさらに、相談所の問題についての事細かな説明を指示する機会を当局にあたえてしまうことになった。その一方で優生学的な指導を義務づけられていた当時の指導的な医務参事官や教授・医師たちは、たがいに提携して「公営結婚相談所連合」の結成へとむかう。

4.3 「公営結婚相談所連合」の結成

1927年6月12日、結婚相談所の代表者がバルリーン保健所内にあたらしい上部組織を立ち上げるために集まった。主催者はバルリーン市の医務参事官 K. W. v. ドゥリガルスキー教授で、かれはいまや100件をこえる公営相談所がある現実をまえに、統制の必要を説いた。ドレスデンのフェッチャー医師、ハンブルク大学教授 H. ポル、バルリーン・シャルロテンブルクのショイマン医師など、各地の代表者が集まった。

この会合に母性保護連合も招待されたが、主催者の署名のある正式の招待状ではなかった。しかも発言者は前もって決められていた。暫定幹部の設置のため幹部員を選出するにさいし、母性保護連合の代表者 H. シュテッカーを推薦したが、ドゥリガルスキーは医学ないし生物学を修めた人物がのぞましいと拒否したため、同じく母性保護連合の幹部であるハンブルクの医学博士クナックを推したが、またもや受け入れられなかった。かれらは避妊の問題に踏み込むことを危惧していた。事実この会議で、産児制限については一言もべられなかったし、また避妊相談についてもまったく言及されなかった (DNG, 1927, Nr. 7/8, 261f.)。母性保護連合の結婚・性相談所が、避妊・産児制限の分野で活動してきたことを考えれば、加入は叶うはずもなかったのだ。

こうした状況のなかで結成された公営結婚相談所連合の目的は結婚相談の促進であり、相談にさいして有資格者の実践方法をひろめること、そして相談経験の相互交換および専門的分析である。つづいて、バルリーンに「中央結婚相談所」を設置した。連合組織はバルリーンでたびたび大規模な会議を開き、また専門家会議も開催し、公営結婚相談所の連帯を強化すると同時に、性病学、産婦人科学、神経病学、心理学といった一定の専門分野の相談所は専門官医に任された。大連合を形成した公営結婚相談所は、しだいに性相談所

もその管轄下にとり込んでいく。1930年9月にはドレスデンのドイツ衛生博物館で大規模な会議を開催して、その存在と権威を全国に知らしめた。

この連合組織の成立は、公営の結婚相談所に強力な後ろ盾をあたえると同時に、他方では従来の産児制限のための性相談所の拡大を阻止する役割を担った。性相談所の駆逐は、連合組織にとってことのほか重要であったので、ベルリートの保健所で開催された連合設立の祝賀会でも、やはり産児制限については一言ものべられなかったし、また避妊相談についてもまったくふれなかった。この連合組織の活動を宗教界が援護した。

結婚相談所の数の増加と機能の多様化は権力の動きをよび、プロイセンやザクセンの省管轄の大臣省令や答申書のかたちで枠組みがつくられていくはこびとなった。これらは公営相談所の目的と形態を統一し、公営相談所の連合組織結成にむけての決定的な推進力になったのだが、さらにこうした一連の動きが教会権力の行動を呼ぶこととなる。しかし、宗派の結婚相談所の設立にたいしては強い抵抗もあった。ドレスデンのフェッチャー医師は、結婚相談は中立的な世界観でおこなわれなければならないので宗派による結婚相談は本来の意味と価値の信用性をそこねることになると批判していた。しかし宗教界は、宗派の結婚相談所の設立は不可避だとみなし設立する。

プロテスタント派ではベルリートの福音派女性連合が1930年に、邪道に陥っている粗悪な性相談所を効果的に阻止することを意図して、H.マルク医師の指導下に結婚相談所を開設し、他方1931年フルダで開催されたドイツ・カトリック司教者会議では、枢機卿ベルトラムの主導下で結婚相談所設立の要請が提出され、墮胎と避妊を予防することを目的としてプレスラウにカトリックの結婚相談所を設け、産婦人科の教授ヘルムシュタインのもとで結婚相談がはじまり、1933年まで存続した(Niedermeyer, 378)。

結婚相談所と性相談所の両極化は、公営相談所と民営相談所への二分化を進めると同時に、優生学的結婚相談を主眼とする公営相談所が優位をしめていくプロセスでもあった。現実生活から遊離した性と生殖をめぐる言説は優生学へとシフトし、官医の手中に収められていく。制度、ルールは政治的対立のなかであらたに仕切りなおされることになる。

4.4 ナチズム・相談所の最後

1933年1月、ナチ政権が成立したことによって不法な相談所が姿を消しただけではなく、有効な相談所も廃止された。とくに性相談所はすべて廃止された。ナチ政権は、結婚相談の全権限を国家による保健指導のもとにおくと言明した。そして結婚相談は人種政策へと切り換えられる。

5月6日にはすでにヒルシュフェルトの性科学研究所はナチスによって破壊され、文書館の資料は破棄された。破棄をまぬかれた一部の資料のみがアメリカのギンゼイ研究所に

預けられた。ベルリン・オペラ広場での大焚書事件の4日前である。

まず、1933年7月14日にだされた法令は「遺伝病患者の後継者予防法」、つまり「断種法」であり、遺伝病患者は強制的に断種をしなければならず、この実施のため、まず遺伝的疾患の有無を調べる審査官が任命された。これは1934年7月に成立した「保健制度統一法」でもって徹底される。ついで1935年9月「血統保護法」がだされ、これと結びついてドイツ民族の健全な遺伝子をまもるための「結婚健康法」が1935年10月にでる。これらの法令の実施はまず保健所、ついで戸籍役場に義務づけられた。保健所がまえもって、遺伝疾患検査にもとづいて結婚適合証明を発行しないかぎり、戸籍係は婚姻を認めてはならないという最もきびしい義務が課せられた。結婚の適合性について人種的な疑念がある場合は、種族局が協力して精査することが義務づけられ、適合した証明の提示なくしては法律上効力ある婚姻とはならなかった。また、戸籍役場で国家次元の婚姻をとりむすぶまえに、教会の司祭のもとでとりおこなってきた教会婚を固く禁じた。断種法から危険な犯罪常習者にたいする去勢法と結婚健康法を経て血統保護法にいたる制度が整えられた。

最初に人間の自由と責任の原則からの逸脱がはじまり、そして予防的効果のある強制的な健康証明書の要請から、結婚という人間の権利の否定にいたる一本道を突っ走った。1933年以後、「性相談所」が電撃的に姿をけしたのにたいし、結婚相談所は同じ指導者のもとで存続するか、または「優生学と人種保護相談所」となった。例えばフランクフルトでは、1933年4月にかつての市立結婚相談所を「人種・生物学相談所」に名称変更をしようという議論が市立保健所の先導でおこった。そもそもこの相談所は市の保健所が運営していたのだが、所長の死によって1930年にフランクフルトの母性保護連合に運営が委ねられていた。その後母性保護連合が社会・性相談所と合併した形の結婚相談所として運営をはじめたのだった。これを再び市立保健所の権限下で遺伝相談所として開設しようとして名称変更にとりかかったのだ。1934年7月の「保健制度統一法」の成立以前に、すでに地域保健所は積極的に人種・優生学的指針に呼応していた¹³⁾。

もはや、かつての結婚・性相談所は現実にはまったく存在しなくなった。相談ではなく、ただ結婚の合否調査、より正確には適格断定がなされるだけとなった。性改革運動を担ったあらゆる団体や連合は反国家組織として禁止されるまでに半年もかからなかった。ただ宗派、とくにプロテスタント派の結婚相談所は例外であり、ナチスの結婚・家族政策を支持し、民族共同体に結びついた結婚の義務化を歓迎した(Soden, 161f.)。

M. ヒルシュフェルトは1929年の冬に旅にでたまま戻らず、1935年5月ニースで67歳の生涯を閉じた。M. ホーダンは国際旅団に加わってスペインの反フランコの市民戦争に参加し、最後はスウェーデンに亡命し1946年12月ストックホルムで死去。R. フェッチャーは、徹底的に破壊されたドレスデンの街を戦わずして赤軍に引き渡そうと迎え出て、

背後からSSコマンドに射たれた。1945年5月8日だった。そして1933年3月スイスに亡命したH.シュテッカーは38年ロンドン、39年ストックホルム、41年モスコウ、ウラジオストック、横浜を経由してニューヨークへ渡った。43年2月ニューヨークで74歳の生涯を閉じた。

おわりに

ヴァイマル共和国の結婚・性相談所システムとナチズムの優生学的システムのあいだには制度、実践ともに明確な断絶があった。そもそも、ヴァイマル共和国時代に簇生し、制度化した結婚・性相談所はそれまでの歴史に例をみない特異な現象であった。出産調整・福祉目的で実施された相談所であれ、また人口政策的な観点から人種衛生学・優生学的指向のもとで実施された相談所であれ、それらはいずれもが「性」をめぐるさまざまな言説と実践を展開させ、ながく隠蔽されてきた性の問題を公の場にもちだしたことで、性の民主化を浸透させた。

この「性の民主化」過程は、性と生殖の分離を前提としてはじめて実現する。つまり性を生殖という生産的・社会的要請から分離することによって可能となる。「性と生殖の政治化」ではなく、まずは「性」の民主化にむけての「性相談所」のはたしたその役割をみなければ一般大衆の指向性はとらえられない。したがって、ヴァイマル共和国時代初期の優生学的思考への親和性だけをとりあげてH.シュテッカーたちの言説と活動を語ることは一面的であろう。実践活動のなかで思考・言説は新たな次元を獲得するのであり、また実践行動によって修正もされる。この転轍機の役割をはたしたのが、第一次世界大戦の終結でもって現象した大衆の消費社会への指向性であった。大戦後人びとは「消費者」として解放されたのだった。

ヴァイマル共和国時代に現象した「性の民主化」と「消費指向性」は、「ナチズム」という断絶を挟んで、今日のあらゆる規制の壁がとり除かれた経済社会における「性の自由化」時代の予兆をしめすものであった。

もう一方で、この消費指向をいち早く実践活動にとりいれたのは産む「母」ではなく、消費者としての主婦たちであった。簡単にみておこう。

第一次世界大戦以前の「主婦」たちは、「労働」という時代の価値観にあわせて自らの自己主張の根拠を「家事労働」におき、家庭内での「労働者」としてその社会性を主張した。しかし大戦後のヴァイマル時代には、いちはやく「消費の専門家」として食料調達の困難のなかで成果をあげ、「消費」の側にたつて頭角をあらわした。幅広い中間層市民の主婦たちは家事労働の専門家の観点から、アメリカでのより合理的なテイラーシステム

の家政への応用といった根本的合理化をめざす。こうした家政改革の要求が結果的にはヴァイマル期の新しい合理的住宅、機能性を追求した家具、什器そして建築様式へと影響をおよぼしていくことにもなる。

主婦たちを統括した「主婦連盟」はその組織力を発揮し、戦争中の体験をいかしてさまざまな製品の検査委員会にも出席し、経済団体の委員にもなり、さらには石炭協議会など公的委員会にも委員を送りだし、主婦組織の社会的認知度をたかめた。企業はこの女性団体を無視できない存在とみなすようになる。主婦連盟の機関誌『ドイツの主婦』には企業の公告がのり、企業はサンプル商品を無料で、あるいは低価格で主婦たちに提供した。主婦の立場をいかして企業に多大な影響力をおよぼしていく。

乳製品産業に協力して牛乳のパスツール殺菌法、有脂肪分、バター製品などの検査や価格の規定、さらには流通にいたるまでコミットした。また東エルベ地方のユンカーの利益擁護のため、「農業主婦協会」と連携して食品・農業省の了解をとりつけてライ麦パンを特別に推奨し、普及させた。主婦連盟は企業と有利な関係を築き、ライプツィヒの製品試験所は合格品に主婦連盟のロゴマークをはりつけ、『ドイツの主婦』や地方支部の新聞には合格品の公告が掲載された。企業にとってはもっとも効率のいい宣伝であった。主婦連盟は消費者というより消費を推進するエイジェントとなっていく。

政府と企業に確実にくい込み連携をつよめた主婦連盟は公的信用を獲得し、大衆基盤を拡大していく。いまや感情に訴える「母性」など必要なかった。第一次世界大戦の敗北後の混乱期にひろめられた「母の日」を、主婦連盟は1931年には公式に祝うことをみとめなかった。この年に、主婦連盟は主婦の利益を優先し「ドイツ女性連合 BDF」をも脱退する¹⁴⁾。

対価が支払われることのなかった主婦の労働からいち早く消費運動の担い手となった「主婦連盟」は経済的な対価を手にすると同時に社会的な承認をも獲得し、主婦としての女性のアイデンティティと自立性を前面にだして社会的発言力をつよめた。しかし、その実態は利益誘導を色こくしめしたたかな政治運動でもあった。女性の三使命といわれた「妻」でもなく「母」でもなく、「消費」を体現していた「主婦」こそが時代のきたるべき傾向性を先取りし体現していた。

ヴァイマル共和国時代の「生殖からの解放」と「消費社会」の台頭は、ナチズムへの助走のひとこまではなく消費社会の展開そのものであり、今日の大衆消費社会、その根源的な現象である「性自由化」の国家的承認へのプロセスのはじまりであった。ヴァイマル時代の消費指向性は、新たな時代を刻印づける現象であった。

また、女性運動の経緯からみると、ドイツ第一波フェミニズム運動が精神的母性を基盤にした差異理論を運動の動機としたのとおなじく、時代を下って60年代末にも、男性研

究者の配下におかれたまま非政治的であった女性が、ジェンダー差異理論で論陣をはり権利闘争を展開し、その結果、多数の女性研究者が受け入れられた経緯をもつ。女性というジェンダーにもとづいて、もう一つの政治を実現し女性的価値観や行動様式を政治にもちこみ女性のパワーを発揮した。

すべての女性は、男性とはことなる性的アイデンティティをもった共通の主体であるとして、両性のあいだの生物学的差異を際立たせ、原理的なジェンダー構造を明確にうちだした。しかしこれも、男性によって考えだされたジェンダー二分法の反転でしかなかった。したがって、個々人の経験的な観点からの批判にふたたび出くわす結果となった。性そのものがジェンダー化されたカテゴリーであって、性もまた歴史的、社会的、文化的現象となる。ジェンダーはひとつの構造であり、たえず相互作用を通してさらなる社会的構造をつくりだしていることが、トランスセクシュアリティの研究によって経験的に証明されてきた。

ジェンダーは一元で、現象規定は多様なのである。したがって、中間性、ホモ、レズといったそれぞれのかたちを同等に議論する潮流のなかに身をおいていたH. シュテッカーは、個々人のあるがままを直視したがゆえに、そこから生ずる社会問題に幅ひろく対処できた。そしてなによりも、ジェンダーのあるがままの多様な構造を容認することによって、ジェンダー・ヒエラルキーの脱構築を先取りし、実績をあげていた。いち早く啓蒙の近代から離陸していたひとりであった。

注

- 1) 経済活動の最終目的を生産においた「労働価値説」につづいて、19世紀後半から20世紀にかけて、価値は効用に依存するという「限界効用価値説」がS. ジェボォンスやK. メンガーたちによって唱えられた。
- 2) B. ドゥーデン著、田村雲供訳『胎児へのまなざし』阿吽社 1993, 181.
- 3) 「母性保護連合」は新しい倫理の確立をもとめて性改革運動をすすめた。それは自由結婚の承認、私生児に婚姻子とおなじ法的権利を認めること、母性の国家的保障の確立、性と避妊の啓蒙活動、女性の経済的自立と平等の確立、身体と性にかんする女性の自決権の確立などである。自由な個人としての女性であるための避妊薬の使用を支持し、強制出産に反対していた。第一次大戦の半ば頃までH. シュテッカーも新マルス主義の人種衛生を擁護し、生命の質・人種改良を性改革と関係づけていた。大戦後半からシュテッカーの言説、行動は変化する。母性保護連合は男女混成メンバーからなり、W. ゴムバルトや性学者M. マルクーゼ、I. ブロッホ、ベルリン大学医学部教授E. クロマイアー、生物学者A. フォレルなど、さまざまな分野の専門家が名を連ね議論に参加し、機関誌に論文も掲載した。連合の名称は、1905-1907年までを「母性保護連合」、1908-1923年は「ドイツ母性保護連合」、1924年からは「ドイツ母性保護と性改革連合」と称したが、同一組織であるため本稿では「母性保護連合」で統一した。

- 4) 「Die Neue Generation (新しい世代)」(1908-1932)は母性保護連合の機関誌で発行人はH. シュテッカーである。各国の男女論客にひらかれていた。なお1905-07年までの機関誌タイトルは「母性保護：性倫理改革誌」で、発行人は同じである。
- 5) Institut für Sexualwissenschaften. Dr. Magnus Hirschfeld-Stiftung. Unsere Arbeit, Zweiter Bericht, Berlin 1924, 4., in: Soden, 62.
- 6) H. Lange, Feministische Gedankenarchie, in: Gertrud, Bäumer, H. Lange, u. a., Frauenbewegung und Sexualethik, Heilbronn a. N. 1909, 45-53.
- 7) Leitsätze des Reichsgesundheitsrates von 26. Februar 1920, in: Soden, Anhang, Archivmaterialien, 166-167.
- 8) Ebenda, 167.
- 9) Beschlüsse des Landesgesundheitsrates vom 18. Juli 1925, in: Ebenda, 167.
- 10) Abschrift, den 19. Februar 1926, in: Ebenda, 164-165.
- 11) Denkschrift des Sächsischen Arbeit- und Wohlfahrtsministeriums vom 21. Dezember 1927, in: Praxis der Eheberatung, 11-29.
- 12) H. Sellheim, Aus dem Gutachten ... a. a. O., in: Praxis der Eheberatung, 53-55.
- 13) Stadtarchiv Frankfurt. Magistrats-Akten: 7103/1, Bd. I, Eheberatungsstellen, in: Soden, 156.
- 14) ヴァイマル時代の主婦運動については、拙著『近代ドイツ女性史——市民社会・女性・ナショナリズム』, 178-197。

参考文献

- Evans, Richard, The Feminist Movement in Germany 1894-1933, London 1976.
- Fetscher, Rainer, ① Über den Austausch von Gesundheitszeugnissen vor der Ehe (Ehe- und Sexualberatung). Gutachten. 55-62; ② Aus der Praxis der ärztlichen Eheberatung. 63-78, in: Praxis der Eheberatung, Dresden 1931.
- Frankenthal, Käthe, Jüdin, Intellektuelle, Sozialistin, Frankfurt/M. 1985.
- Freund-Widder, Michaela, Frauen unter Kontrolle; Prostitution und ihre staatliche Bekämpfung in Hamburg von Ende des Kaiserreichs bis zu den Anfängen der Bundesrepublik, Münster 2003.
- Gasman, Daniel, The Scientific Origins of National Socialism, London·New York 1971.
- Landau, Karl-Heinz, Bürgerlicher und proletarischer Konsum im 19. und 20. Jahrhundert, Köln Wien 1990.
- Neisser-Schroeter, L., Enquete über die Ehe- und Sexualberatungsstellen in Deutschland mit Berücksichtigung der Geburtenregelung, Berlin 1928.
- Niedermeyer, Albert, Aufgaben und Probleme der Eheberatung, in: Handbuch der Pastoralmedizin, Bd. II, Wien 1950, 353-496.
- Nowacki, Bernd, Der Bund für Mutterschutz (1905-1933), Husum 1983.
- Reyer, Jürgen, Soziale Arbeit und Bevölkerungspolitik, in: Neue Praxis, Vol. 18, 1984
- Schadendorf, Kurt, Der Geburtenrückgang in Sachsen, in: Praxis der Eheberatung, 121-135.

- Scheumann, F. K., Chaos der Eheberatung? In: Archiv für Frauenkunde und Konstitutionsforschung, Bd. XVIII, 1931.
- Scheumann, F. K., Eheberatung als Aufgabe der Kommunen, Leipzig 1932.
- Schlüpmann, Heide, Radikalisierung der Philosophie. Die Nietzsche-Rezeption und die sexualpolitische Publizistik, in: Feministische Studien, Heft 1, 1984.
- Sellheim, Hugo, Aus dem Gutachten über Ehe- und Sexualberatungsstellen an das Landesgesundheitsamt, am 22. Juni 1927, in: Praxis der Eheberatung, 53-55.
- Soden, Kristine v., Die Sexualberatungsstellen der Weimarer Republik 1919-1933, Berlin 1988.
- Stöcker, Helene, Die Liebe und die Frauen, Minden i. W. 1908.
- Stöcker, Helene, (hrsg.), Die Neue Generation: Publikationsorgan des Deutschen Bundes wie der Internationalen Vereinigung für Mutterschutz und Sexualreform, Berlin 1908-1932.
- Thiele, A., (hrsg.), Praxis der Eheberatung. (Schriftenreihe der Blätter für Wohlfahrtspflege Nr. 19a), Dresden 1931.
- Weingart, Peter, u. a., Rasse, Blut und Gene, Frankfurt/M. 1992.
- Wickert, Christl, Helene Stöcker 1869-1943, Bonn 1991.

市野川容孝「性と生殖をめぐる政治 — あるドイツ現代史 —」江原由美子編著『生殖技術とジェンダー』（勁草書房, 1996年）

「社会的なものの概念と生命 — 福祉国家と優生学 —」『思想』908（2000年）34-64

川越修『社会国家の生成 — 20世紀社会とナチズム』（岩波書店, 2004年）

後藤俊明『ドイツ住宅問題の政治社会史 — ヴァイマル社会国家と中間層 —』（未来社, 1999）

佐藤恵子「ヘッケルとフィルヒョウの進化論論争 — 科学の自由をめぐる対立 —」『津田塾大学紀要』27（1995年）233-247

「ヘッケルの優生思想」『開発工学部紀要』10（2000年）1-12

竹中亨『帰依する世紀末 — ドイツ近代の原理主義者群像』（ミネルヴァ書房, 2004年）

田村栄子「医の既存世界」に対抗する社会主義医師協会 — 「全保険制度の社会化」と反ナチズム —」田村栄子・星治彦著『ヴァイマル共和国の光芒』（昭和堂, 2007年）215-253

田村雲供『近代ドイツ女性史 — 市民社会・女性・ナショナリズム —』（阿吽社, 1998年）

フーコー・ミシェル著, 渡辺守章訳『性の歴史 I・知への意志』（新潮社, 1986年）

ポイカート・デートレフ著, 雀部幸隆・小野清美訳『ウェーバー 近代への診断』（名古屋大学出版会, 1994年）